

医療安全支援センターの概要

地域において、患者等と医療機関の信頼関係構築のための支援を行う

＜医療安全支援センターとは＞

医療法第6条の13に基づき、都道府県・保健所設置市・特別区により設置され、**医療に関する苦情や相談に対応**するとともに、医療機関、患者・住民に対して、**医療安全に関する助言および情報提供等**を行っている。

※国は、医療安全支援センターの運営を円滑に進めるため、**医療安全支援センター総合支援事業**を実施している。

